別表第一六類の項中「原産品である第一類、第三類又は第一〇類に該当する物品」を「第一類、第二類、第三類、第五類、第一〇類、第一一類、第一六類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一類又は第三類に該当する物品」を「第一類、第二類、第三類、第五類又は第一六類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・〇一の項中「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・〇二の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二・一二項に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類、第八類、第一〇類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一七・〇三の項中「原産品である第一二・一二項に該当する物品」を「第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・〇一の項中「原産品である第一〇類に該当する物品」を「第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」を「第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類又は第一〇類に該当する物品」を「第四類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・〇二の項中「原産品である第一〇類に該当する物品」を「第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・〇三の項中「原産品である第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・〇四の項中「原産品である第一〇類に該当する物品」を「第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一九・〇五の項中「原産品である第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に、「第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品」を「第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇一の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇二の項及び第二〇・〇三の項中「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇四の項中「原産品である第七類又は第一〇類に該当する物品」を「第七類、第一一類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇五の項中「いんげん属」を「いんげんまめ属」に、「いんげん豆属」を「いんげんまめ属の豆」に、「並びに」を「、並びに」に、「原産品である第七類、第八類、第一〇類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇六の項中「原産品である第七類、第八類、第九類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇七の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇八の項中「原産品である第七類、第八類、第九類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二〇・〇九の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二一・〇一の項及び第二一・〇五の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二一・〇六の項中「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一〇類に該当する物品」を「第一〇類、第一一類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第七類、第八類、第一〇類又は第一二類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類、第二〇類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類、第七類、第八類、第一〇類又は第一二類に該当する物品」を「第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第二二・〇四の項、第二二・〇五の項、第二二・〇六の項及び第二二・〇八の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三五・〇二の項中「原産品である鳥卵」を「第四類又は第三五類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三五・〇五の項中「原産品である第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第三五類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第四四・一二の項中「原産品である第四四・〇七項又は第四四・〇八項に該当する物品」を「第四四・〇七項、第四四・〇八項又は第四四・一二項に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第六一類の項中「（第六一・一三項に該当する物品を除く。）」を削り、「化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず」を「紡織用繊維の糸」に改める。

別表第六一・一三の項を削る。

別表第七三・〇四の項、第七三・〇五の項及び第七三・〇六の項中「第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品」を「第七二類（第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表の備考第一号中㈠及び㈡を削り、㈢を㈠とし、㈣を㈡とし、㈤を㈢とし、㈥を㈣とし、㈦を㈤とする。

別表の備考第二号中「この表の」の下に「各項において、同表の」を加え、「されている項（以下「定率基準を定める項」という。）」を「される条件（以下「定率基準」という。）を定める項」に、「他の項の中欄」を「他の項の中欄に」に、「製品に」を「当該製品に」に改める。

別表の備考中第三号を第四号とし、同備考第二号の次に次の一号を加える。

三　この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。

別表の備考に次の一号を加える。

五　関税定率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。